

次期スポーツ推進計画策定に向けた進め方について

1 主 旨

平成26年度からの世田谷区スポーツ推進計画が令和5年度で終了するため、令和6年度を初年度とする新たなスポーツ推進計画（令和6年度～令和13年度）の策定に向けた今後の進め方について報告する。

2 スポーツ推進計画について

スポーツ基本法第10条に基づき、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとしており、それを受け、区では「世田谷区スポーツ推進計画」を策定している。

次期スポーツ推進計画の策定にあたっては、次期基本計画との整合も図りながら、区の附属機関である「世田谷区スポーツ推進審議会」において、区長の諮問に応じた調査審議を行い、答申いただくとともに、教育委員会の意見を聴取しながら進めていく。

3 国が各自治体に示した取り組むべき項目について

- 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- スポーツ界におけるDXの推進
- スポーツの国際交流・協力
- スポーツによる健康増進
- スポーツによる地方創生、まちづくり
- スポーツの成長産業化
- スポーツを通じた共生社会の実現
- スポーツ推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
- スポーツを実施する者の安全・安心の確保

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年	11月	スポーツ推進審議会	諮問
令和5年	6月	スポーツ・交流推進等特別委員会	検討状況報告
	9月	スポーツ・交流推進等特別委員会（素案）	報告
			区民意見募集
	11月	スポーツ推進審議会	答申
令和6年	2月	スポーツ・交流推進等特別委員会（案）	報告
	3月	スポーツ推進計画	策定